

令和7年度答申第36号
令和7年9月12日

諮問番号 令和7年度諮問第44号（令和7年7月18日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 立替払事業に係る未払賃金額等の不確認処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が行った賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条の規定に基づく立替払事業に係る未払賃金の額等の確認申請（以下「本件確認申請」という。）に対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が未払賃金の額等の不確認処分（以下「本件不確認処分」という。）をしたところ、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- （1）賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）

があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済する旨規定する。

(2) 賃確法7条における上記「政令で定める事由」（立替払の事由）として、賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号及び賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号。以下「賃確則」という。）8条は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態）になったことについて、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったことを掲げている。

(3) 賃確法7条並びに賃確則12条2号、13条2号及び12条1号へは、上記認定に係る事業主の事業を退職した者が未払賃金の立替払の請求をするには、支払期日後まだ支払われていない賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けなければならない旨規定する。

(4) 支払期日後まだ支払われていない賃金とは、上記(1)の所定の期間内にした当該事業からの退職の日（以下「基準退職日」という。）以前の労働に対する労働基準法（昭和22年法律第49号）24条2項本文の賃金及び基準退職日にした退職に係る退職手当であって、基準退職日の6か月前の日から賃確法7条の請求の日の前日までに支払期日が到来し、当該支払期日後まだ支払われていないものとされている（賃確令4条2項）。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、B社（以下「本件会社」という。）の労働者であったが、令和5年5月26日、退職した。

（労働者名簿）

(2) 処分庁は、令和5年12月27日、本件会社について、前記2(2)の認定（事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がない状態になったことの認定）をした。

（認定申請書、確認申請書）

(3) 審査請求人は、令和6年5月30日、処分庁に対し、令和5年5月26日を基準退職日として、支払期日が令和5年1月25日の定期賃金29万4

000円（家族手当）及び支払期日が同年3月25日の定期賃金63万1987円（基本賃金33万2287円及び家族手当29万9700円）が未払であること等の確認を求める本件確認申請をした。

（確認申請書）

- （4）処分庁は、令和7年2月28日付けで、本件確認申請に対し、不確認通知書の事項欄に「⑧未払賃金の額 定期賃金 支払期日R5年1月25日の294,000円 定期賃金 支払期日R5年3月25日の631,987円 合計925,987円」と記載した上で、理由欄に「上記の未払賃金についてはC社が支払うべきものであり、未払賃金立替払制度の対象となる賃金には該当しないものと判断したため。」との理由を付して、本件不確認処分をした。

（不確認通知書）

- （5）審査請求人は、令和7年4月8日、審査庁に対し、本件不確認処分を不服として、本件審査請求をした。

（審査請求書）

- （6）審査庁は、令和7年7月18日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、C社（以下「D国支社」という。）から支払われた賃金は、実質、本件会社から送金された賃金であるにもかかわらず、処分庁が未払賃金であると認めてくれなかったため、本件不確認処分の取消しを求める。

（審査請求書）

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 本件不確認処分に対し、審査請求人が、D国支社から支払われた賃金は実質的に本件会社から送金された金銭で賄われている旨を主張しているため、本件不確認処分の適否について判断する必要がある。

- 2 本件に関しては、以下の事実が認められる。

- （1）本件会社については、本件会社の元従業員により、令和5年10月10日、処分庁に対して賃確法7条に定める中小企業事業主であって、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについての認定を求める認定申請がなされた。

- (2) 上記(1)を受け、処分庁は、令和5年12月27日に、本件会社に対して未払賃金立替払の対象事業主に該当するとして、賃確法7条及び賃確令2条1項4号の規定に基づき、認定処分を行った。
- (3) 審査請求人は、令和6年5月30日、処分庁に対して賃確法7条及び賃確則14条の規定に基づき、本件会社に未払賃金があるとして、令和4年12月1日から同月31日までの労働に対する家族手当(月額29万4000円)及び令和5年2月1日から同月28日までの労働に対する基本給(月額33万2287円)及び家族手当(月額29万9700円)の合計92万5987円について、これら未払賃金は、審査請求人はD国支社から支払われるはずだったものであると主張し、本来Eで支払われる予定であった金額を日本円に換算の上、本件確認申請をした。
- (4) 処分庁は、令和7年2月28日付けで、審査請求人から確認申請のあった事項について、D国支社に係る基本給及び家族手当の未払賃金についてはD国支社にて責任が負担されるべきもの、つまりD国支社の未払賃金であると判断し、未払賃金立替払制度の対象とはならないことから、本件不確認処分を行った。
- (5) 審査請求人に本件会社では月給制基本給を、D国支社では出張費や立替払精算費用等をそれぞれで賃金として支給しており、本件会社の代表取締役は、A労働基準監督署(以下「本件労基署」という。)での聴取に対し、本件会社では審査請求人の未払賃金はなく、家族手当の項目で支給していない旨を述べている一方で、審査請求人はチャット機能で父母の生活費である旨を述べている。
- 3 本件会社とD国支社は、同一の者が代表権を持っていますが、D国支社は現地法に基づく営業許可証が発行されているなど、現地の法人設立手続を経ていることから、それぞれが別法人と考えることが適当であることから、上記2(4)のとおり、審査請求人が主張しているD国支社で支給されていた基本給及び家族手当(立替費用)の未払賃金については、処分庁がD国支社の未払賃金であると判断したことは妥当であるといえる。

よって、仮に本件会社からD国支社に審査請求人の未払賃金に当たる基本給及び家族手当の金銭を振り込んでいたことが事実であったとしても、審査請求人が本件会社で行っていない労働に対する未払賃金の確認申請を行うことはできない。本件会社とは別会社であるD国支社の未払賃金について、本件会社に係る確認申請をすることはできない。

- 4 上記のとおり、本件不確認処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不確認処分の違法性又は不当性について

- (1) 本件確認申請は、支払期日が令和5年1月25日の定期賃金29万4000円（家族手当）及び支払期日が同年3月25日の定期賃金63万1987円（基本賃金33万2287円及び家族手当29万9700円）が未払であることの確認を求めるものであるところ、本件不確認処分は、上記の未払賃金はD国支社が支払うべきものであり、未払賃金立替払制度の対象となる賃金には該当しないとして、不確認としたものである。

- (2) 本件会社とD国支社は同じ者が代表権を持っているが、D国支社は現地の法人設立手続を経ており、本件会社とD国支社は別法人である（代表取締役聴取書（令和6年10月8日付け）、審査請求人聴取書（令和6年10月23日付け）、D国支社の営業許可証）。

審査請求人は、D国支社から支払われる賃金（その内訳は、令和5年1月25日支払（令和4年12月分）の家族手当及び令和5年3月25日支払（同年2月分）の出張手当及び家族手当である。）が未払である旨主張するが、本来、未払賃金立替払制度の対象となる賃金とは、申請の対象とされる事業主から支払われる賃金であり、別法人に係る賃金は含まれないから、D国支社から審査請求人に対して支払われる賃金は、審査請求人が行った本件会社に係る本件確認申請において、確認の対象とはならない。

そして、本件会社から審査請求人に対して支払われていた賃金（基本給25万円）に未払がないことについて、争いはない（審査請求人聴取書（令和6年10月23日付け）、代表取締役聴取書（令和6年10月8日付け））から、本件会社の審査請求人に対する未払賃金は認められない。

(3) 審査請求人が主張する未払賃金について

ア これに対し、審査請求人は、これまでD国支社から支払われていた賃金は、実質的には本件会社が送金していたものであるから、D国支社から支払われる賃金は本件会社の未払賃金に当たると主張するため、本件会社の賃金規程等によりD国支社が支払うべき賃金を本件会社が支払う関

係にあると認められるか、また、本件会社がD国支社の支払うべき賃金を実質的に送金していたかにつき、検討する。

イ 出張手当について

本件会社の代表取締役は、審査請求人に対する手当としてD国支社に出張していた出張手当をD国の通貨、Eで支払っていた、出張手当はD国支社から振り込んでいた旨申し立てている（代表取締役聴取書（令和6年11月15日付け）、代表取締役聴取書（令和6年10月8日付け））。

審査請求人は、D国支社に出張に行くようになって出張手当が毎月支払われていた、出張手当はD国支社から審査請求人がD国で作った銀行口座に支給されていた旨申し立てており（審査請求人聴取書（令和6年10月23日付け））、審査請求人のD国の銀行口座の通帳の記録（「F」）からも、D国支社からの振込が確認できる。

また、本件会社の賃金規程には、出張手当の記載はないことから、出張手当の支払は、本件会社の賃金規程に基づくものとは認められない。

以上から、出張手当は、D国支社から支払われていたとの事実は認められるものの、本件会社の賃金規程上、本件会社から審査請求人に支払われるべき賃金とは認められない。

ウ 家族手当について

審査請求人が本件確認申請時に家族手当と主張している金額（確認申請書及び確認申請書添付の説明文）について、審査請求人聴取書（令和6年10月23日付け）では、技能手当と申し立てているが、審査請求人は、この手当についても、毎月同じ金額がD国支社から支給されていた旨申し立てており、審査請求人のD国の銀行口座の通帳の記録（「G」）からも、D国支社からの振込が確認できる。

これに対し、本件会社の代表取締役は、「G」について、経費という意味で、何かを立て替えて支払った分であると申し立てている（代表取締役聴取書（令和6年11月15日付け））。

また、本件会社の賃金規程には、家族手当の記載はないことから、家族手当の支払は、本件会社の賃金規程に基づくものとは認められない。

以上から、家族手当がD国支社から支払われていたとの事実は認められないし、仮に支払われていたとしても、本件会社の賃金規程上、本件会社から支払われるべき賃金とは認められない。

エ また、弁護士が本件労基署に提出した本件会社の債務一覧表（代表取締役聴取書（令和6年10月8日付け）の別添1）において、審査請求人に対する未払賃金は「0」（ゼロ）とされており、D国支社の審査請求人に対する未払賃金は本件会社の債務として扱われておらず、このことから、本件会社がD国支社の賃金を支払うべき関係にはなかったことが裏付けられる。

オ 上記アのとおり、審査請求人は、D国支社から支払われた賃金は、実質、本件会社から送金された賃金である旨主張する。

この点について、本件会社の代表取締役は、上記審査請求人の主張に沿い、「D国支社から支給していたとはいえ、元々はB社のお金になります。細かく説明すると、B社とC社は同じ会社で、D国ではB社という日本の名称で会社を設立することができず、B社をD国語訳したC社という名称で仕方なく設立することとなり、また、D国支社の方では利益は発生しないため、工場や取引先への納金、労働者の賃金も全てB社から支払っています。」と申し立てており（代表取締役聴取書（令和6年10月8日付け））、本件会社からD国支社に対する送金依頼の事実も存在する（送金依頼）。

しかしながら、D国支社が本件会社から送金を受けた金員について、D国支社における用途は不明であり、審査請求人に対してD国支社から支払われる賃金（出張手当及び家族手当）が本件会社からの送金で賄われていたとの事実を、審査請求人提出証拠書類を含む証拠書類から認めることはできない。

カ 以上から、実質的に本件会社からD国支社の賃金が支払われていたとは認められないし、上記イからエのとおり、審査請求人が主張する出張手当及び家族手当は、本件会社から支払われるべき賃金とは認められないのであるから、本件会社の審査請求人に対する未払賃金とは認められない。

キ なお、審査請求人は、主張書面において、縷々主張しているが、いずれの主張も、上記アからカの判断を左右しない。

（4）上記（2）及び（3）から、本件会社から審査請求人に対する未払賃金があったとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件不確認処分が違法又は不当であるとはいえず、本件審査

請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。
よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	田	澤	奈	津	子
委	員	下	井	康		史
委	員	羽	田	淳		一